

接続会計における費用配賦見直し結果

令和6年12月13日

➤ 前回WGにおける、無形固定資産（ブランド使用权）及び試験研究費に係る意見は以下のとおり。

	無形固定資産（ブランド使用权）	試験研究費
前回WG資料における事務局案	- 一部の事業者が、親会社から有償で取得したグループブランド使用权を無形固定資産に計上している一方、他の事業者は同様の資産は計上していない（商標権や意匠権といった無形固定資産は存在）。 - 現行のMVNOガイドラインでは、無形固定資産に係る配賦基準としては、トラフィック比、回線数比としており、他の事業者は商標権や意匠権についてはネットワーク資産額比で配賦していることを踏まえれば、<u>ブランド使用权についてもネットワーク資産額比で配賦することが適当と考えられるか（案1）</u>。あるいは、<u>ブランド使用权や商標権、意匠権の有無が接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産額比の算出に影響を洗えることは適当ではないと考えられるため、ブランド使用权や商標権、意匠権については固定資産価額比で配賦することが適当と考えられるか（案2）</u>。	- 費用の整理の考え方について3社で共通的な考え方とすることが望ましい。 - 基礎研究に係る費用等も含まれていることを踏まえれば、必ずしも資産やサービスへの帰属が明確でなく、価値移転的原価計算が馴染まないものについては、負担力主義による費用配賦も許容されると考えられるか。 - 試験研究費のうち、資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦することが適当と考えられるか。
前回WGにおける構成員意見	- ブランド使用权が各資産に紐付けできるかは少し疑問。負担力主義もやむを得ないか。回線数比もあり得るのではないか。 - より適切なものを考えてもらう前提の上で、今回は現在採用しているものを受け入れてよいのではないか。ソフトバンク次第だが、可能であれば固定資産価額比に見直していただきたい。 （事務局）固定資産の配賦は、固定資産価額比の算出に影響し、減価償却費や施設保全費全体の配賦にも影響を及ぼす点が営業費用の配賦と異なる。接続研では固定資産の配賦基準は原則トラフィック比。トラフィック比が馴染まないものの中でも、回線数比は限定的に適用。	- 資産に対して紐付けできる部分と、そうではない基礎研究がある。試験研究費の内訳を吟味して見せてもらい、どうしても紐付けできないところは負担力主義を採用するしかないかと考える。 - より適切なものを考えてもらう前提の上で、今回は現在採用しているものを受け入れてよいのではないか。
前回WGにおけるMNO意見	（KDDI）省令上、固定資産の配賦基準は回線数比か取扱量比。費用配賦見直しの趣旨を踏まえれば、NW資産額比が適当であり、営業収益額比はないのではないか。回線数比で配賦することには違和感があり、少なくとも固定資産価額比に見直す必要がある。 （ソフトバンク）移動通信事業全体に係るものであり、NW資産額比はそぐわない。NW資産額比よりは固定資産価額比が妥当。全体の売上げに寄与すると考えれば営業収益額比もあり得る。そもそも現在の回線数比ではだめなのか。 （NTTドコモ）事務局案に賛同。	（NTTドコモ）省令に規定された配賦基準を用いて整理。親会社に支払うものと、自社における試験研究活動に関するものがあるが、いずれも費用発生時点に特定の資産やサービスへの帰属が定まっておらず、投入と産出の因果関係が明確でないため、営業収益額比による配賦が適当。 （KDDI）固定資産に関わるものについては、配賦基準を固定資産額比で統一していくべき。

当社における試験研究費の内訳



- 試験研究費を再精査した結果、既存モバイルネットワークの高度化等に資する試験研究活動等は、音声・データ通信サービスへ帰属するとの整理も考えられることから、**固定資産取得価額比に一部変更**
- 親会社へ支払うものや6Gの研究に関するもの等は、特定の資産・サービスへの帰属が明確でないことから、引き続き**営業収益額比を用いた会計整理も許容される**と考える

➤ 接続会計における費用配賦見直しについて、本WGで検証した結果の概要は以下のとおり。

項目	検証結果	実施時期
1 固定資産 価額比の算 出	・ 接続会計の配賦整理書の別表の注記等の形で、 無形固定資産の取得価額（総額） 及び有形・無形固定資産合計の取得価額を含む、固定資産取得価額比の計算方法の記載（非公表）を求めることが適当。	令和6年度中を目処に 接続会計規則を改正し、 令和6年度接続会計か ら適用
	・ 空中線設備 について、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当。	継続検討
	・ 各社においては、令和6年度接続会計以降は、フィーダーについてはトラヒック比、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については回線数比で配賦をするよう、見直しを進めていくことが適当。	令和6年度中を目処に MVNOガイドラインを改 定し、令和6年度接続 会計から適用
	・ 周波数移行費用 を無形固定資産に計上する場合には、固定資産価額比で配賦することが適当。	
	・ インフラシェアリングで他社が建設・設置した鉄塔・アンテナ等を利用する場合の 設備使用权 についても、無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当。なお、設備使用权については、今後新リース会計基準が適用される場合には、 使用权資産 の扱いと合わせて改めて検討することが適当。	
	・ ブランド使用权や商標権、意匠権等の無形固定資産については、固定資産価額比で配賦することが適当。	
2 営業費用 の配賦	・ 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱いについては、鉄塔使用料、管路使用料及び電柱添架料は通信設備使用料（回線数比）、コロケーション費用のうち土地・建物及び電気料は施設保全費（固定資産取得価額比）、コロケーション費用のうち電力設備使用料及び空調設備使用料は通信設備使用料（NW資産額比）とする方向でそれぞれ見直すことが適当。	令和6年度中を目処に MVNOガイドラインを改 定し、令和6年度接続 会計から適用
	・ 試験研究費のうち、特定の資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦することが適当。	
	・ 通信設備使用料 について、接続会計の配賦整理書の移動電気通信役務費用整理表において記載を求めることが適当。 試験研究費の内訳等 については、総務省において、必要に応じてその内容を事業者を確認することが適当。	令和6年度中を目処に 接続会計規則を改正し、 令和6年度接続会計か ら適用
3 その他	・ KDDI及びソフトバンクについては、接続会計の提出後にネットワーク資産額比の算出に他社と異なる部分が確認されたため、本WGでは修正後の数字を記載。実際の接続料算定においても、修正後の数字を用いて算出することが適当。 ・ 音声接続料における5G（SA方式）の資産、費用の扱いについて、一部事業者において5GC及びNR基地局（gNB）の音声に相当する費用を音声接続料原価から控除しているが、当該控除は行わず、音声接続料原価に算入することが適当。 ・ 令和6年度届出接続料における利潤の算定に当たり、レートベースにおける正味固定資産価額は令和5年度期末の固定資産価額のみを用いることが適当。また、激変緩和措置の原価戻しに係る利潤の算入は認めず、原価戻しを行う場合には、音声接続料原価総額を各階梯に整理した結果の比率によって、データ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料に戻すことが適当。	令和6年度届出接続料 に反映

➤ 第4回WGの検討を踏まえた、音声伝送交換機能（3分当たり）の試算結果は以下のとおり。

（3分当たり）

	(参考) 令和5年度 届出接続料	令和6年度届出接続料※1		令和5年度接続会計に見直し を反映した場合の接続料※2 (激変緩和措置の影響を除く)
		令和5年度接続会計に基づき 算定した場合の接続料 (激変緩和措置の影響を除く)	令和5年度接続会計に基づき 算定した場合の接続料 (激変緩和措置の影響を含む)	
NTTドコモ	7.47円			
KDDI・ 沖縄セルラー	8.23円			
ソフトバンク	9.70円			

※1 令和6年度接続料の精算に利用し、令和7年度に暫定適用する接続料。

なお、「令和6年度届出接続料」については、以下の点を考慮して試算すること。

- ・ KDDI及びソフトバンクにおいては、令和5年度接続会計に、NW資産額比の算出の修正を行うこと。
- ・ 5GC及びNR基地局の音声に相当する費用について、音声接続料原価から控除せず算入すること。
- ・ レートベースにおける正味固定資産価額の算出に当たっては、令和5年度期末の固定資産価額のみを用いること。
- ・ 激変緩和措置としての原価戻しを行う場合には、音声接続料の利潤の算定には原価戻しに係る利潤は算入しないこと。また、原価戻しを行う前の音声接続料原価総額を各階梯に整理した結果の比率によって、データ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料原価に戻すこと。

※2 「令和5年度接続会計に見直しを反映した場合の接続料」については、以下の見直しを考慮して試算すること。

＜固定資産の配賦＞

- ・ 周波数移行費用を無形固定資産に計上する場合には、固定資産価額比で配賦すること。
- ・ インフラシェアリングで他社が建設・設置した鉄塔・アンテナ等を利用する場合の費用等について設備使用权として無形固定資産に計上する場合には、固定資産価額比で配賦すること。
- ・ ブランド使用权、商標権、意匠権を無形固定資産に計上する場合には、固定資産価額比で配賦すること。

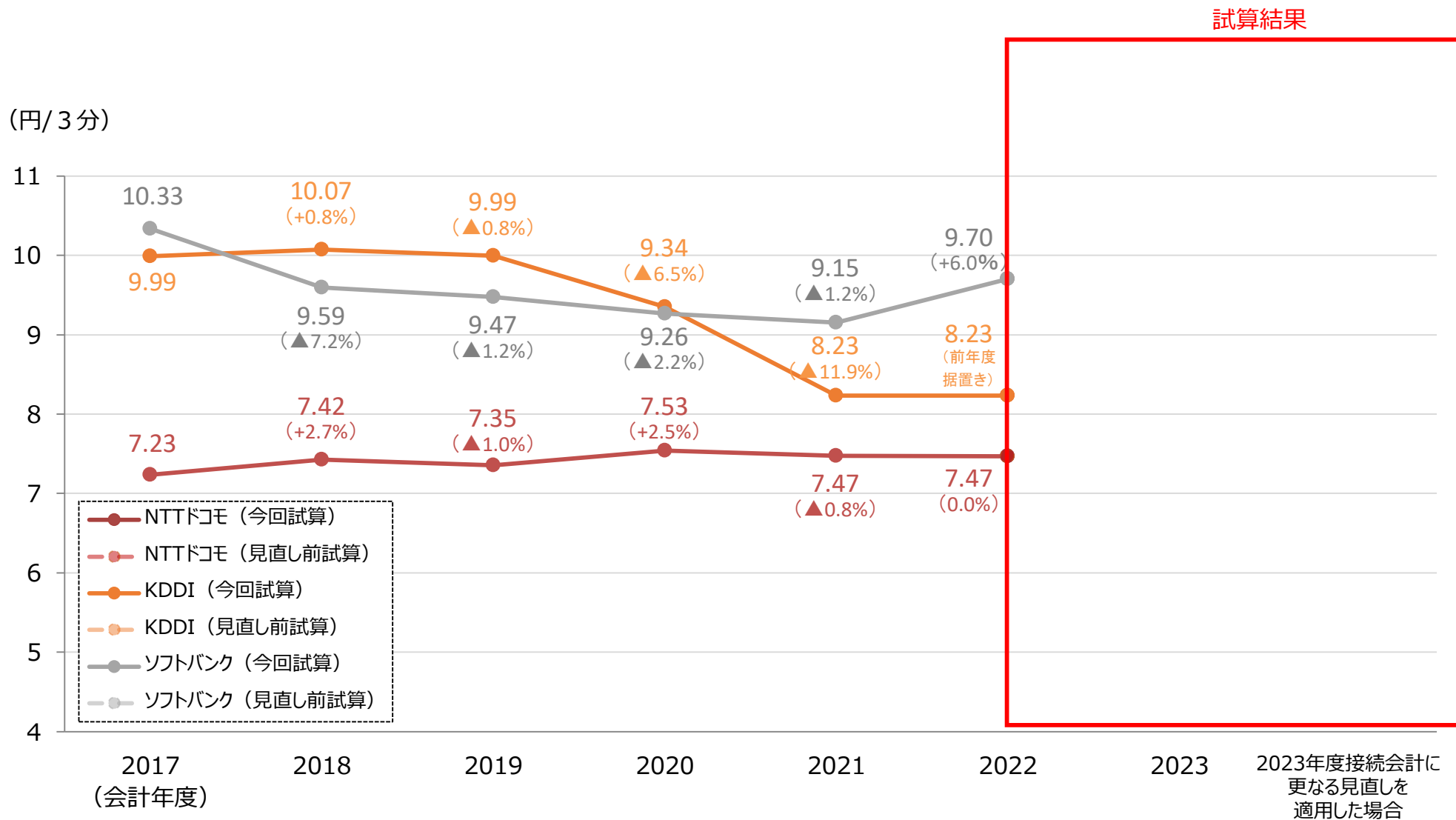
＜営業費用の配賦＞

- ・ コロケーション費用等の配賦について、可能な範囲で第4回WG事務局見直し案のとおり見直すこと。
- ・ 試験研究費について、資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦すること。

＜その他＞

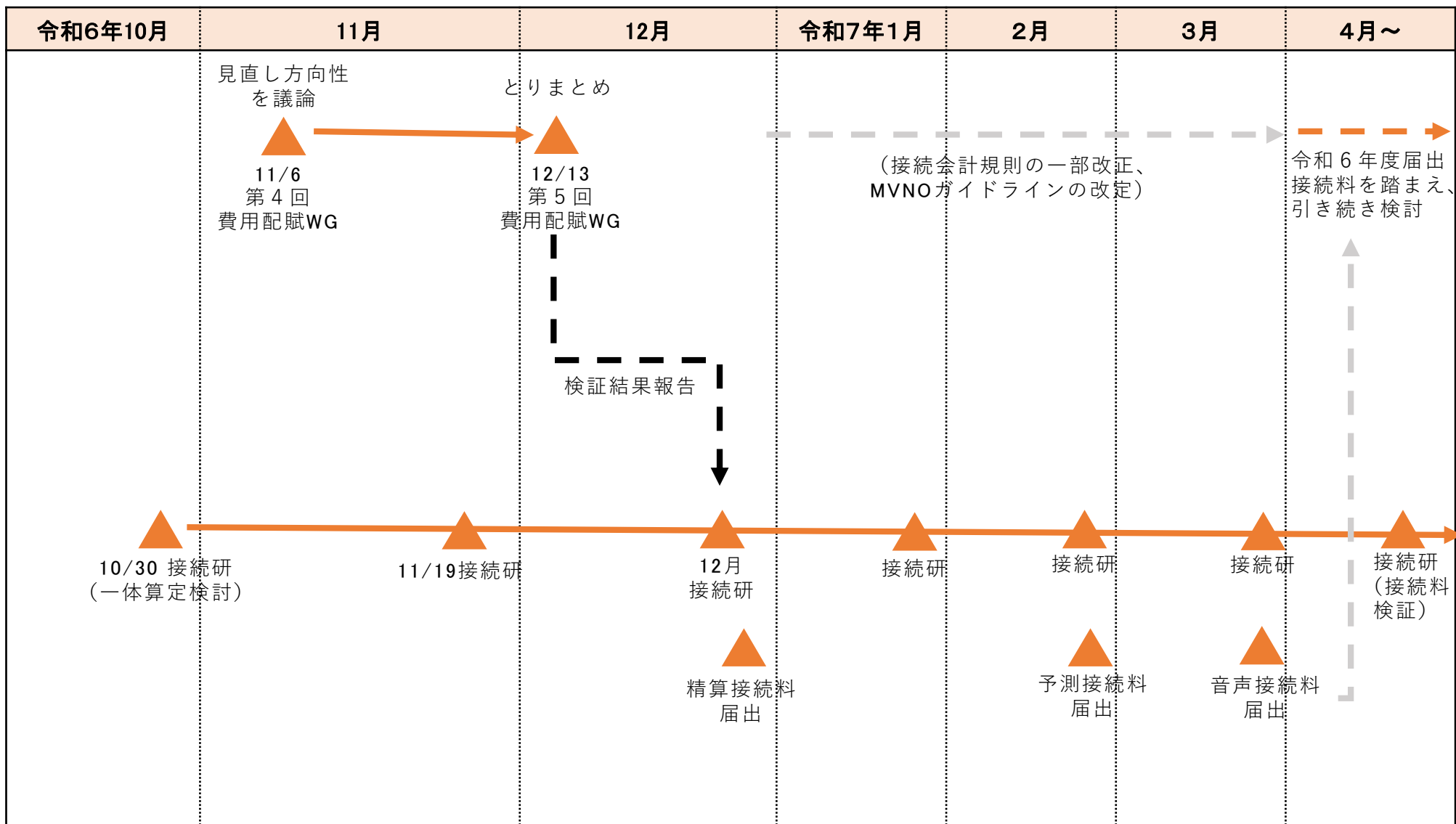
- ・ その他、以上の見直しに関連してあわせて見直しを行うべき点がある場合には、総務省に相談すること。

- 令和6年度届出接続料※（令和5年度接続会計に基づき算定した場合の接続料（激変緩和措置の影響を含む））及び令和5年度接続会計に見直しを反映した場合の接続料の試算結果は以下のとおり。 ※ 令和6年度接続料の精算に利用し、令和7年度に暫定適用する接続料）



※ 括弧内は対前年度増減率

今後の進め方（案）



1 固定資産価額比の算出

- モバイル接続料費用配賦WGにおいて検討した、費用配賦の見直しの方向性は以下のとおり。

固定資産価額比の算出方法

(1) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産

- ・原則として、以下の資産については音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産とすることが適当。

①音声伝送役務に直課すべき資産	3G音声交換機、VoLTE交換機（P-CSCF、IMS-AGW）、関門交換機（MGW、MGCF、BGCF、IBCF）、音声回線交換サービス制御装置（AS）、音声メディア制御装置（MRFC、MRFP）、IMS呼制御装置（S-CSCF、I-CSCF）、SMS関連装置（GMSC）及びこれらに係るソフトウェア
②データ伝送役務に直課すべき資産	3Gパケット交換機（GGSN、SGSN）、ISP提供装置 及びこれらに係るソフトウェア

(2) トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産

資産区分	資産の種類	配賦基準の見直し案
機械設備	以下設備以外（基地局設備、コア網設備等）	取扱量比（トラヒック比）
	サービス制御系装置	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比
空中線設備	以下設備以外（アンテナ等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、鉄柱等	回線数比
市内・市外線路設備	以下設備以外（ケーブル等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、電柱等	回線数比
土木設備	管路等	回線数比
海底線設備	ケーブル等	取扱量比（トラヒック比）
端末設備		ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比

資産区分	資産の種類	配賦基準
機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
工具、器具及び備品	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土地		ネットワーク資産額比
リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じる
建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	交換機系ソフトウェア、障害対策システム等	ネットワーク資産額比
	研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比

(3) トラヒック比の算出方法

- ・各社の測定箇所に違いはあるが、測定されるトラヒックの対象に大きな違いはないものと考えられ、トラヒック測定箇所の違いによる影響を考慮する必要はない。現時点では、トラヒック比の算出に当たり、QoSについて特段の処理を行わないとすることが適当。

➤ 各社の見直し後の配賦基準は以下のとおり。基本的に改定後のMVNOガイドラインに沿った配賦基準に見直しされたと考えられる。

	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
資産区分	固定資産項目	配賦方法	固定資産の種類	配賦基準	資産区分	配賦方法
機械設備	サービス制御系装置	契約数比	サービス制御系装置	回線数比	サービス制御系装置	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比	電力設備等	ネットワーク資産額比	電力設備	ネットワーク資産額比
	その他	トラフィック比	上記以外	トラフィック比	上記以外	トラフィック比
空中線設備	鉄塔、鉄柱等	契約数比	鉄塔、鉄柱等	回線数比	鉄塔、鉄柱等	回線数比
	その他	トラフィック比	上記以外	トラフィック比	上記以外	トラフィック比
通信衛星設備	トラフィック比		－		－	
端末設備	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
市内・市外 線路設備	トラフィック比		鉄塔、鉄柱等	回線数比	鉄塔、鉄柱等	回線数比
			上記以外	トラフィック比	上記以外	トラフィック比
土木設備	契約数比		回線数比		回線数比	
海底線設備	－		(移動電気通信役務以外の電気通信役務に帰属)		トラフィック比	
建物	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
構築物	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
機械及び装置	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
車両	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
工具、器具 及び備品	顧客系・料金システム	契約数比	顧客系・料金システム	回線数比	顧客系・料金システム等	回線数比
	その他	ネットワーク資産額比	上記以外	ネットワーク資産額比	上記以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
土地	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
リース資産	鉄塔	契約数比	－		－	
	その他	ネットワーク資産額比				
建設仮勘定	電気通信事業に係る固定資産取得額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得額比	
無形固定資産	顧客系・料金システム	契約数比	顧客系・料金システム	回線数比	顧客系・料金システム等	回線数比
	交換機系ソフト等の 通信用ソフトウェア	ネットワーク資産額比	上記以外	ネットワーク資産額比	建設仮勘定（無形）	移動電気通信役務に係る 固定資産取得額比
	その他	ネットワーク資産額比			上記以外	ネットワーク資産額比

※ 各社の2023年度接続会計 配賦整理書を基に総務省作成。NTTドコモのネットワーク資産額比は、配賦整理書においては「移動電気通信役務に係るネットワーク資産額比」とされている。

➤ 各社の見直し後の回線数比、トラフィック比、ネットワーク資産額比及び固定資産価額比は以下のとおり。

■ 回線数比、トラフィック比

音声：データ の比率	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
	2021年度	2023年度	2021年度	2023年度	2021年度	2023年度
回線数比						
トラフィック比						

※ 回線数比に係るソフトバンクからの説明

■ NW資産価額比

音声：データ の比率	NTTドコモ			KDDI			ソフトバンク		
	見直し前 2021年度	第1回WG 見直し試算	見直し後 2023年度	見直し前 2021年度	第1回WG 見直し試算	見直し後 2023年度	見直し前 2021年度	第1回WG 見直し試算	見直し後 2023年度
NW資産額比 (帳簿価額)									

■ 固定資産価額比

音声：データ の比率	NTTドコモ			KDDI			ソフトバンク		
	見直し前 2021年度	第2回WG 見直し試算	見直し後 2023年度	見直し前 2021年度	第2回WG 見直し試算	見直し後 2023年度	見直し前 2021年度	第2回WG 見直し試算	見直し後 2023年度
固定資産価額比 (取得価額)									
固定資産価額比 (帳簿価額)			15.1 : 84.9			15.0 : 85.0			24.2 : 75.8

※ KDDI及びソフトバンクは、接続会計の提出後にネットワーク資産額比の算出に他社と異なる部分が確認されたため、本資料においては修正後の数字を記載している。

- 2023年度接続会計における各社の固定資産価額比（取得価額）の内訳は以下のとおり。
- なお、無形固定資産の取得価額については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下、「接続会計規則」という。）において、記載を求めている。

ネットワーク資産（単位：百万円）															
	NTTドコモ					KDDI					ソフトバンク				
	携帯電話（音声）		携帯電話（データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率
機械設備	132,649	18.2%	3,820,392	59.2%	3.4：96.6	115,808	33.8%	1,897,726	55.9%	5.8：94.2	171,765	27.9%	2,289,635	67.9%	7.0：92.9
空中線設備	331,795	45.6%	858,818	13.3%	27.9：72.1	141,119	41.2%	807,869	23.8%	14.9：85.1	291,398	47.3%	453,952	13.5%	39.1：60.9
通信衛星設備	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
端末設備	-	-	-	-	-	20	0.0%	218	0.0%	8.4：92.0	34,783	5.6%	201,726	6.0%	14.7：85.3
線路設備	331	0.0%	131,620	2.0%	0.3：99.7	2,248	0.7%	3,653	0.1%	38.1：61.9	2,886	0.5%	79,135	2.3%	3.5：96.5
土木設備	12,212	1.7%	18,460	0.3%	39.8：60.2	269	0.1%	414	0.0%	39.4：60.6	30,059	4.9%	40,302	1.2%	42.7：57.3
海底線設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78	0.0%	14,651	0.4%	0.5：99.5
建物	65,113	9.0%	659,243	10.2%	9.0：91.0	20,687	6.0%	215,548	6.4%	8.8：91.2	22,052	3.6%	127,898	3.8%	14.7：85.3
構築物	18,082	2.5%	183,080	2.8%	9.0：91.0	7,068	2.1%	73,818	2.2%	8.7：91.3	5,227	0.8%	30,317	0.9%	14.7：85.3
機械及び装置	1,665	0.2%	16,865	0.3%	9.0：91.0	148	0.0%	1,547	0.0%	8.7：91.3	219	0.0%	1,267	0.0%	14.7：85.3
車両	223	0.0%	2,265	0.0%	9.0：91.0	270	0.1%	2,823	0.1%	8.7：91.3	362	0.1%	2,097	0.1%	14.7：85.3
工具、器具 及び備品	81,216	11.2%	377,505	5.9%	17.7：82.3	13,704	4.0%	54,096	1.6%	20.2：79.8	38,572	6.3%	62,028	1.8%	38.3：61.7
土地	21,862	3.0%	169,631	2.6%	11.4：88.6	15,403	4.5%	160,869	4.7%	8.7：91.3	2,038	0.3%	11,824	0.4%	14.7：85.3
リース資産	38,756	5.3%	63,015	1.0%	38.1：61.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	23,253	3.2%	148,121	2.3%	13.6：86.4	25,412	7.4%	173,968	5.1%	12.7：87.3	16,323	2.7%	58,794	1.7%	21.7：78.3
有形固定資産	727,163	100.0%	6,449,021	100.0%	10.1：89.9	342,156	100.0%	3,392,550	100.0%	9.2：90.8	615,762	100.00%	3,373,626	100.00%	15.4：84.6
無形固定資産	接続会計規則上、無形固定資産の取得価額の記載を求めている。														
電気通信事業 固定資産合計															

固定資産価額比（取得価額）	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
見直し後			

※ KDDI及びソフトバンクは、接続会計の提出後にネットワーク資産額比の算出に他社と異なる部分が確認されたため、本資料においては修正後の数字を記載している。

➤ 2023年度接続会計における各社の固定資産価額比（帳簿価額）の内訳は以下のとおり。

ネットワーク資産（単位：百万円）

	NTTドコモ					KDDI					ソフトバンク				
	携帯電話（音声）		携帯電話（データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率
機械設備	33,593	7.1%	988,435	37.1%	3.3：96.7	16,299	7.6%	381,944	31.5%	4.1：95.9	30,779	6.8%	583,313	40.8%	5.0：95.0
空中線設備	130,239	27.4%	285,234	10.7%	31.3：68.7	50,602	23.6%	236,141	19.5%	17.6：82.4	130,717	28.7%	184,718	12.9%	41.4：58.6
通信衛星設備	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
端末設備	-	-	-	-	-	5	0.0%	53	0.0%	8.5：89.8	14,066	3.1%	66,945	4.7%	17.4：82.6
線路設備	65	0.0%	26,148	1.0%	0.2：99.8	394	0.2%	660	0.1%	37.3：62.6	806	0.2%	10,692	0.7%	7.0：93.0
土木設備	4,497	0.9%	6,798	0.3%	39.8：60.2	109	0.1%	169	0.0%	39.2：60.8	2,557	0.6%	3,427	0.2%	42.7：57.3
海底線設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	0.0%	2,549	0.2%	0.5：99.5
建物	26,462	5.6%	205,328	7.7%	11.4：88.6	6,643	3.1%	61,009	5.0%	9.8：90.2	11,179	2.5%	53,207	3.7%	17.4：82.6
構築物	5,928	1.2%	46,000	1.7%	11.4：88.6	1,376	0.6%	12,633	1.0%	9.8：90.2	1,072	0.2%	5,101	0.4%	17.4：82.6
機械及び装置	572	0.1%	4,439	0.2%	11.4：88.6	19	0.0%	178	0.0%	9.6：90.4	143	0.0%	678	0.0%	17.4：82.6
車両	18	0.0%	144	0.0%	11.1：88.9	45	0.0%	411	0.0%	9.9：90.3	23	0.0%	112	0.0%	17.0：83.0
工具、器具 及び備品	18,066	3.8%	65,052	2.4%	21.7：78.3	2,577	1.2%	7,933	0.7%	24.5：75.5	12,945	2.8%	19,228	1.3%	40.2：59.8
土地	21,862	4.6%	169,631	6.4%	11.4：88.6	15,403	7.2%	160,869	13.3%	8.7：91.3	2,038	0.4%	11,825	0.8%	14.7：85.3
リース資産	37,855	8.0%	58,461	2.2%	39.3：60.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	23,253	4.9%	148,121	5.6%	13.6：86.4	25,412	11.9%	173,968	14.4%	12.7：87.3	16,323	3.6%	58,794	4.1%	21.7：78.3
有形固定資産	302,415	63.7%	2,003,796	75.2%	13.1：86.9	118,885	55.5%	1,035,968	85.5%	10.3：89.7	222,662	48.8%	1,000,590	70.0%	18.2：81.8
無形固定資産	172,425	36.3%	661,996	24.8%	20.7：79.3	95,149	44.5%	176,293	14.5%	35.1：64.9	233,390	51.2%	429,801	30.0%	35.2：64.8
電気通信事業 固定資産合計	474,840	100.0%	2,665,792	100.0%	15.1：84.9	214,034	100.0%	1,212,262	100.0%	15.0：85.0	456,052	100.0%	1,430,391	100.0%	24.2：75.8

固定資産価額比（帳簿価額）	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
見直し後	15.1：84.9	15.0：85.0	24.2：75.8

※ KDDI及びソフトバンクは、接続会計の提出後にネットワーク資産額比の算出に他社と異なる部分が確認されたため、本資料においては修正後の数字を記載している。

(1) 無形固定資産に係る取得価額（総額）

- 現行の接続会計規則では、別表第二 役務別固定資産帰属明細表において、無形固定資産の取得価額及び減価償却累計額の記載を求めているが、各社の固定資産取得価額比自体や、当該比率が各社が施設保全費の配賦に用いている固定資産取得額比と一致しているかを総務省において確認することができない。
- 接続料算定の透明性の更なる向上のため、今後、**接続会計規則を改正し、無形固定資産及び固定資産合計の取得価額（及び減価償却累計額）の数字の記載・公表を求めることについてどう考えるか。**
- ・ 会社計算規則において、無形固定資産の表示について直接法が求めていることを踏まえれば、接続会計の別表第二 役務別固定資産帰属明細表において、会社計算規則と異なる表示を求めることは必ずしも適当ではないと考えられる。
- ・ 他方、各社が施設保全費の配賦基準となる固定資産取得価額比の算出に無形固定資産の取得価額（総額）を用いていることを踏まえれば、その比率の計算方法を総務省において確認できるようにすることは適当であり、**配賦整理書の別表の注記等の形で、無形固定資産の取得価額（総額）及び有形・無形固定資産合計の取得価額を含む、固定資産取得価額比の計算方法の記載（非公表）を求めることが適当である。**

(2) 空中線設備の扱い

- 空中線設備について、音声伝送役務/データ伝送役務への配賦割合が3社で大きく異なっているが、どのような理由が考えられるか。
- ・ 空中線設備の内訳としては、各社とも、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」に大別され、「鉄塔、鉄柱等」については回線数比、「アンテナ等」についてはトラヒック比で配賦している点については3社共通となっている。
- (「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合について)
- ・ 他方、空中線設備全体に占める「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合については、3社で相当の格差が存在しているが、各社のタイプ別基地局数や各社の空中線設備の構成（共通設備の配賦基準別）を確認した限りでは、格差が存在する明確な理由が判明しなかった。
- ・ 「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に相当の格差が存在することにより、固定資産価額比の算出に影響し、3社の接続料水準に影響を与えているが、この点についてどう考えるか。各社の**「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当である。**
- (フィーダー及びフィーダーラック、架台・支持柱・取付金具の配賦基準について)
- ・ なお、各社の空中線設備の構成（共通設備の配賦基準別）を確認した結果、フィーダー及びフィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、回線数比・トラヒック比のどちらを適用しているかについて、必ずしも統一されていないことが判明した。この点、フィーダーについては、周波数に連動した資産（例えば、一のアンテナで3種類の周波数に対応している場合、3本のフィーダーが必要になる）と考えられ、アンテナの更改や増設に伴ってフィーダーも更改や増設が必要になると考えれば、「鉄塔、鉄柱等」よりは「アンテナ等」に準じることが**適当である**。他方、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、「鉄塔、鉄柱等」に含まれる、又はこれに付随するものと考えることが**適当である**。
- ・ ついては、各社においては、**令和6年度接続会計以降は、フィーダーについてはトラヒック比、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については回線数比で配賦をするよう、見直しを進めていくことが適当である。**

(3) 無形固定資産（周波数移行費用及びブランド使用权等）の扱い

➤ 周波数移行に関する費用及びブランド使用权を無形固定資産に計上する場合、どの配賦基準で音声伝送役務／データ伝送役務に配賦することが適当か。また、そのような配賦が、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比に影響することについてどう考えるか。

- ・ 周波数移行費用やブランド使用权等の無形固定資産については、本WGにおいて当該資産に対応した配賦基準の検討は行っておらず、当該資産に対応した配賦基準を規定していないところ、今般改めて検討することが適当ではないか。

(周波数移行費用について)

- ・ 周波数移行費用については、各社とも当該費用を負担しているが、事業者によってその会計上の取扱いが異なっている。周波数移行費用を長期前払費用として計上する事業者においては、固定資産価額比の算出には周波数移行費用が影響しない一方、周波数移行費用を無形固定資産として計上する事業者においては、周波数移行費用の配賦基準が、固定資産価額比の算出に影響を与えている。
- ・ 周波数移行費用を長期前払費用に計上するか無形固定資産に計上するかの会計上の取扱いの違いが、接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられるため、**周波数移行費用を無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当である。**

(設備使用权について)

- ・ インフラシェアリングで他社が建設・設置した鉄塔・アンテナ等を利用する場合の費用等について、一部の事業者は長期前払費用として計上している一方、他の一部の事業者は設備使用权として無形固定資産に計上している。この場合の設備使用权についても、**無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当である。**
- ・ なお、設備使用权については、今後新リース会計基準が適用される場合には、使用权資産の扱いと合わせて改めて検討することが適当ではないか。

(ブランド使用权について)

- ・ ブランド使用权については、一部の事業者が、親会社から有償で取得したグループブランド使用权を無形固定資産に計上している一方、他の事業者は同様の資産は計上していない（他の事業者においても、サービスブランドロゴ等の商標権や意匠権といった無形固定資産は存在している）。
- ・ 現行のMVNOガイドラインでは、無形固定資産に係る配賦基準としては、トラフィック比、回線数比（顧客系システム・料金系システム）、ネットワーク資産額比（交換機系ソフトウェア、障害対策システム等、研究開発用ソフトウェア）としているが、ブランド使用权や商標権、意匠権等の**無形固定資産については、その有無が接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられる。このため、ブランド使用权や商標権、意匠権等の無形固定資産については、固定資産価額比で配賦することが適当である。**

2 営業費用の配賦

- 営業費用の配賦については、各社の見直し後の配賦基準及び営業費用の配賦結果を検証。また、各社の施設保全費及び減価償却費の配賦の状況、施設保全費の内訳、通信設備使用料の内訳についても確認を行った。
- その結果、更なる見直し事項として、①鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱い、②試験研究費の配賦基準、③通信設備使用料及び試験研究費の内訳について、検討を行った。

（１）各社の見直し後の配賦基準

費用項目	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
営業費	契約数比		窓口	契約件数比	窓口	販売件数比
			料金	請求書発送件数比	料金	料金請求件数比
			販売	契約件数比	販売	販売件数比
			その他	契約件数比	その他	回線数比
運用費	－		契約件数比		－	
施設保全費	移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比		移動電気通信役務に係る固定資産の取得価額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比	
共通費	営業費・施設保全費比率		営業・保守部門の人件費比		－	
管理費	営業費・施設保全費・共通費比率		営業・保守・共通部門の人件費比		営業・保守部門の人件費比	
試験研究費	電気通信収入額比		営業収益額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比	
減価償却費	移動電気通信役務に係る固定資産帳簿価額比		移動電気通信役務に係る固定資産の帳簿価額比		関連する固定資産帳簿価額比	
固定資産除却費	移動電気通信役務に係る固定資産帳簿価額比		移動電気通信役務に係る固定資産の帳簿価額比		関連する固定資産帳簿価額比	
通信設備使用料	回線使用料	トラフィック比	伝送路使用料	トラフィック比	回線数比又はトラフィック比	
	設備使用料 ／鉄塔設備	契約数比	管路使用料	回線数比		
	その他	ネットワーク資産額 （帳簿価額）比	その他設備使用料	ネットワーク資産額 （帳簿価額）比		
租税公課	固定資産税	移動電気通信役務に係る 固定資産帳簿価額比	固定資産税等	移動電気通信役務に係る 固定資産の帳簿価額比	固定資産税等	移動電気通信役務に係る 固定資産帳簿価額比
	事業所税等	管理費比率	事業所税	管理・共通部門の人件費比	事業所税	管理部門の人件費比

※ 各社の2023年度接続会計 配賦整理書を基に総務省作成。

（２） 営業費用の配賦結果

接続料原価への影響が大きいと考えられる費用（単位：百万円）

	NTTドコモ					KDDI					ソフトバンク				
	携帯電話（音声）		携帯電話（データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率	携帯電話（音声）		携帯電話・BWA （データ）		音：デ 比率
営業収益	1,014,057	-	1,653,927	-	38.0：62.0	614,554	-	1,304,188	-	32.0：68.0	551,198	-	1,230,797	-	30.9：69.1
営業費用	620,427	100%	1,556,551	100%	28.5：71.5	367,964	100%	939,964	100%	28.1：61.9	481,205	100%	950,347	100%	33.6：66.4
営業費	334,636	53.9%	515,403	33.1%	39.4：60.6	167,564	45.5%	202,657	21.6%	45.3：54.7	241,695	50.2%	330,875	34.8%	42.2：57.8
施設保全費	45,789	7.4%	291,668	18.7%	13.6：86.4	30,753	8.4%	191,094	20.3%	13.9：86.1	44,393	9.2%	159,894	16.8%	21.7：78.3
共通費	13,321	2.1%	28,260	1.8%	32.0：68.0	561	0.2%	1,018	0.1%	35.6：64.5	-	-	-	-	-
管理費	23,276	3.8%	49,380	3.2%	32.0：68.0	35,471	9.6%	64,349	6.8%	35.5：64.5	17,543	3.6%	25,278	2.7%	41.0：59.0
試験研究費	29,612	4.8%	48,298	3.1%	38.0：62.0	1,225	0.3%	2,511	0.3%	32.8：67.2	2,402	0.5%	8,393	0.9%	22.3：77.7
減価償却費	75,905	12.2%	414,936	26.7%	15.5：84.5	52,505	14.3%	231,875	24.7%	18.5：81.5	89,047	18.5%	275,485	29.0%	24.4：75.6
固定資産除却費	5,164	0.8%	28,991	1.9%	15.1：84.9	2,823	0.8%	15,450	1.6%	15.4：84.6	4,897	1.0%	15,698	1.7%	23.8：76.2
通信設備使用料	77,203	12.4%	133,202	8.6%	36.7：63.3	68,879	18.7%	201,056	21.4%	25.5：74.5	73,183	15.2%	113,502	11.9%	39.2：60.8
租税公課	15,518	2.5%	46,408	3.0%	25.1：74.9	8,184	2.2%	29,956	3.2%	21.5：78.5	8,045	1.7%	21,222	2.2%	27.5：72.5
営業利益	393,630	-	97,375	-	80.2：19.8	246,591	-	364,224	-	40.4：59.6	69,993	-	280,450	-	20.0：80.0

※ KDDI及びソフトバンクは、接続会計の提出後にネットワーク資産額比の算出に他社と異なる部分が確認されたため、本資料においては修正後の数字を記載している。

(1) 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱いについて

- 他社に支払う鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱い（施設保全費に計上するか、通信設備使用料に計上するか等）が、3社で異なっている可能性がある。以下の見直し案のとおり見直すことが適当か。
- ・ 鉄塔使用料、管路使用料及び電柱添架料は通信設備使用料（回線数比）、コロケーション費用のうち土地・建物及び電気料は施設保全費（固定資産取得価額比）、コロケーション費用のうち電力設備使用料及び空調設備使用料は通信設備使用料（NW資産額比）とする方向でそれぞれ見直すことが適当である。

(2) 試験研究費の配賦基準について

- 試験研究費について、接続会計規則においては、原則として「**営業収益額比**又は**関連する支出額比**若しくは**固定資産価額比**」で配賦することとされている。3社が採用する配賦基準は異なっている（NTTドコモ及びKDDIは**営業収益額比**、ソフトバンクは**固定資産取得価額比**を採用）。
- 音声接続料はMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、営業費用の配賦基準については3社で共通的な考え方とすることが望ましいが、試験研究費の配賦基準について、例えば、固定資産取得価額比で配賦することを共通ルールとすることについてどう考えるか。
- ・ 音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、費用の整理の考え方について3社で共通的な考え方とすることが望ましい。
- ・ 試験研究費については、基礎研究に係る費用等も含まれていることを踏まえれば、必ずしも資産やサービスへの帰属が明確でなく、価値移転的原価計算が馴染まないものについては、負担力主義による費用配賦も許容されと考えられる。
- ・ 試験研究費のうち、**特定の**資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦することが**適当**である。

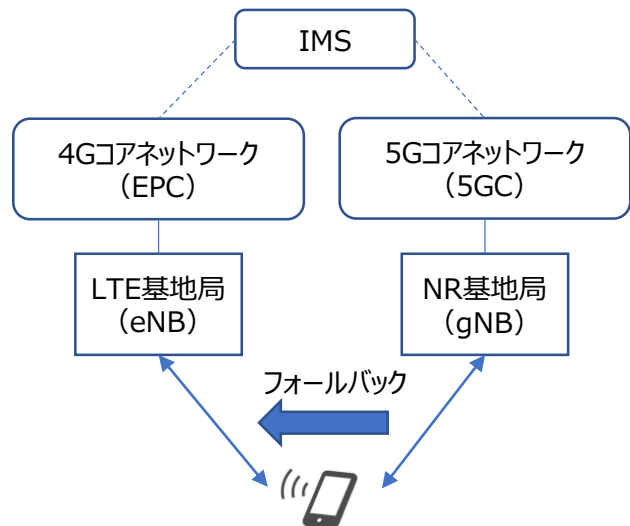
(3) 通信設備使用料及び試験研究費の内訳について

- 接続料原価の大部分を占める減価償却費及び施設保全費については、接続研第七次報告書を踏まえ、接続会計規則を改正し、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において、その主要な費用項目と配賦基準、具体的な配賦比率等について記載を求めている。
- 通信設備使用料については、施設保全費、減価償却費に次いで接続料原価において一定の規模を占めていること、基地局回線に係る光ファイバ接続料やインフラシェアリングに係る費用など基地局にとって必要不可欠な費用が含まれていることを踏まえれば、接続料算定の透明性の更なる向上のため、今後、接続会計規則を改正し、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において、通信設備使用料についても記載を求めることが考えられるが、この点についてどう考えるか。
- ・ 通信設備使用料について、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において記載を求めることが**適当**である。
- ・ なお、試験研究費については、一部の事業者においては、接続料原価のうち一定の規模を占めているが、他の事業者においてはその規模は小さい状況である。このため、試験研究費の内訳等については、配賦整理書において記載を求める対象とまではせず、総務省において、必要に応じてその内容を事業者を確認することが**適当**である。

3 その他

- 5G（SA方式）においては、VoNRが普及されるまでの間、5GC及びNR基地局（gNB）からEPC及びLTE基地局（eNB）に端末を遷移させる「EPSフォールバック」により音声を提供されている。
- この際、音声接続料算定における5G（SA）資産及び費用の扱いが3社で異なっている可能性がある。

5G（SA方式）における音声の実現方式（EPSフォールバック）



- ・ 5GC/5G(SA)においては、VoNR（Voice over New Radio）が普及されるまでの間、5GCから4Gネットワークへ端末を遷移させる、EPSフォールバックという仕組みにより音声を提供される。

なお、3Gから4Gの移行期においても、4Gから3Gのネットワークへ端末を遷移させる仕組み（CSフォールバック）により、音声を提供されていた。

考え方（案）

- ・ 音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、5GCにおける音声の実現方法が各社とも同様の仕組みであれば、接続料算定における資産や費用の整理の考え方について **3社で共通的な考え方とすることが望ましい**。
- ・ 現状、資産整理においては、3社とも、5GC及びNR基地局（gNB）を、EPC及びLTE基地局（eNB）と同様、MVNOガイドラインに規定した基準により音声とデータに配賦していることが確認された。他方、**一部の事業者においては、5GC及びNR基地局（gNB）の音声に相当する費用を音声接続料原価から控除している**ことが確認された。3社で共通的な考え方とするため、**当該控除は行わず、5GC及びNR基地局（gNB）の音声に相当する費用を音声接続料原価に算入することが適当である**。

接続研における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いの検討

（事業者ヒアリング結果）

- 当社は、音声接続料及びデータ接続料について、**4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定**。【NTTドコモ】
- データ接続料については、**MVNOが利用しない設備は接続料対象から除外して、4G・5G(NSA方式)のみによる算定**。音声接続料については、VoNR(Voice over New Radio)による音声提供開始までの期間の設備も含め、**音声相互接続事業者が利用しない設備は対象から除外**して算定。【KDDI】
- 音声・データ共に接続料原価、及び需要から**5G（SA方式）に係るものは除外**（現時点におけるMVNOとの利用実態との整合性を確保）。【ソフトバンク】



（接続研第8次報告書における考え方）

- ◆ **音声接続料については**、接続料原価に5G（SA方式）に係る費用を算入するかどうかにについて、MNO各社で共通的な考え方が採用されることが望ましいことから、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G（SA方式）に係る資産及び費用について音声／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、**できる限り早期の接続料から共通的な考え方を適用することが適当**。

- 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）において、接続料の利潤の算定の基礎として用いる資産等は、貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いることとしている。令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける「対象設備等の正味固定資産価額」を計算する際、令和5年度期首（＝令和4年度期末、見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額を用いることが想定されるが、見直し前後の固定資産価額を平均化することが適当か。
- 激変緩和措置として、1年のみ、見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の2分の1を上限として、データ接続料から音声接続料への原価戻しを認めることとしている。あくまで原価相当額の算入を認めるものであり、利潤の算定には当該原価戻しに係る利潤の算入は認めないことが適当か。
- また、音声接続料は、複数の階梯ごとに費用及び需要を整理した上で算定されているところ、激変緩和措置としての原価戻しを行う場合には、音声接続料原価の総額を各階梯に整理した結果の階梯別原価比率によって、データ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料原価に戻すことが適当か。

考え方（案）

（前提）

- ・ 音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、接続料の利潤の算定の基礎として用いる資産等の考え方や激変緩和措置の計算方法については、**3社で共通的な考え方とすることが望ましい。**

（レートベースにおける正味固定資産価額について）

- ・ レートベースにおける正味固定資産価額は、当該基礎事業年度の実績に基づく報酬を算出するための基礎となる資産であり、その算出に当たり期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いることは、当該基礎事業年度の年間を通じた資産の状況を反映するためと考えられる。
- ・ この点、仮に、**費用配賦見直し前後の固定資産価額を平均化する場合、費用配賦見直し前の資産の状況が反映させることで、むしろ当該基礎事業年度における資産の状況を反映しないこととなると考えられる。**
- ・ このため、令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける「対象設備等の正味固定資産価額」を計算する際に、費用配賦見直し後の令和5年度期首の固定資産価額を算定できない場合には、令和4年度期末（見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額の合計を二で除したものをを用いるのではなく、令和5年度期末の固定資産価額を年間を通じた資産の状況とみなし、**令和5年度期末の固定資産価額のみを用いることが適当である。**

（激変緩和措置における原価戻しに係る利潤の算入について）

- ・ 激変緩和措置における原価戻しは、あくまで原価相当額の算入を認めるものであり、利潤の算定には当該原価戻しに係る利潤の算入は認めないことが**適当である。**

（激変緩和措置の計算方法について）

- ・ 激変緩和措置としての原価戻しを行う場合には、音声接続料原価総額を各階梯に整理した結果の比率によって、データ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料原価に戻すことが**適当である。**